

## 奈義町農業委員会委員選出要綱

令和 3 年 9 月 2 9 日

農委要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、奈義町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の候補者（辞任等による補欠の委員を含む。以下「候補者」という。）を募集するにあたり、必要な事項を定める。

(募集方法)

第 2 条 募集方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 団体等からの推薦
- (2) 個人からの推薦
- (3) 一般募集

(募集人数)

第 3 条 募集人数は、奈義町農業委員会の委員の定数に関する条例（平成 27 年条例第 32 号）第 2 条に規定する農業委員の定数で定める。

(候補者の資格等)

第 4 条 候補者は、農業に関する知識及び関心を持ち、次条各号に掲げる所掌事務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、農業委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(所掌事務)

第 5 条 農業委員の所掌事務は、農業委員会法第 6 条に掲げる業務等で、主なものは次のとおりとする。

- (1) 農業委員会総会等の会議（月に 1 回程度）へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行うこと。
- (2) 農地法等に基づく申請の調査を行うこと。
- (3) 農地法等に基づき、町内の農地の利用状況の調査を行うこと。
- (4) 農地の利用の最適化（遊休農地の有効利用、違反転用防止等）に関すること。

(任期)

第6条 農業委員の任期は、町長が任命した日から3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第7条 農業委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 農業委員の報酬及び費用弁償は、奈義町委員会委員等報酬及び費用弁償支給方法条例（昭和32年条例第49号）の定めるところによる。

(推薦等手続き)

第9条 推薦又は応募しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を町長に提出するものとする。なお、個人による推薦にあたっては農業者等3名以上の、団体又は法人による推薦にあたっては当該団体等の代表者の推薦を受けるものとする。

(1) 推薦をする者（個人に限る。）の氏名、住所、職業、年齢及び性別（推薦の場合のみ）

(2) 推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項（推薦の場合のみ）

(3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 農地利用最適化推進委員の候補者に同時に応募しているか否かの別

(募集要領)

第10条 候補者の募集の必要が生じたときはその都度、本要綱に定める事項、必要書類、提出先、受付時間、提出方法及び提出期限を記した募集要領を別に定める。

(募集に関する周知等)

第11条 候補者の募集に当たっては、次の各号の手続により周知に努めるものとする。

(1) 奈義町公告式条例（昭和41年条例第20号）に定める掲示場への掲示

(2) 町広報紙への掲載

(3) 町ホームページへの掲載

(4) その他

2 募集の期間は、募集を開始した日から起算して30日とする。ただし、起算日に応答する日が奈義町の休日を定める条例（平成元年条例第17号）第1条に規定する町の休日に当たるときはこれらの翌日とし、町の休日に当たる日には募集事務を取り扱わない。

3 募集に応じた者の氏名、職業等の公表が必要な情報については、第1項に規定する方法により、推薦及び募集期間の中間並びに期間終了後遅滞なく公表するものとする。

4 前項のほか、推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数並びに応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。

5 募集に応じた者が募集人数に達しなかったときは、第2項に定める日数以内の期間により再募集することができる。

(選考)

第12条 町長は、推薦又は応募した者の数の合計が、第3条に規定する人数を超えた場合その他必要と認める場合は、選考を行うこととする。

(選任)

第13条 町長は、候補者(前条の規定により選考を行ったときは選考された者)の中から、町議会の同意を得たうえで委員を選任し、任命書を交付するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。